

平成17年7月28日

各 位

会社名 キャンシステム株式会社
代表者 代表取締役 工 藤 宏
問合せ先 総務部長 八 代 誠
電話番号 03-3473-3456

株式会社USENに対する損害賠償反訴請求訴訟について

キャンシステム株式会社（東京都新宿区、代表取締役工藤宏）は、平成17年7月28日、株式会社USEN（前株式会社有線ブロードネットワークス、東京都千代田区、代表取締役宇野康秀氏、以下USEN社という。）に対して、同社の独占禁止法違反行為（平成16年10月13日公正取引委員会審決、平成16年（勸）第26号）により違法とされた行為に基づく損害賠償反訴請求訴訟（請求額118億7973万円）を東京地方裁判所に提起致しました。

USEN社は、弊社から短期間で大量の顧客を奪い、事業の運営を困難にし、弊社に音楽放送事業を売却させて事業を統合することを企図し、平成15年7月から平成16年7月にかけて、同社代理店株式会社日本ネットワークヴィジョン（東京都新宿区、代表取締役河野登氏）と共同して、切替契約の条件として、弊社顧客に限って、月額聴取料を最大で通常の半額以下の3,000円、また通常1ヶ月程度の無料サービス期間を1年から2年とするなど、独占禁止法第3条（私的独占）に違反し、正当な競争方法を逸脱する行為により約5万件の弊社顧客を奪取しました。

本件は、上記のUSEN社による違法な行為により弊社が被った損害の賠償を求めるものであり、平成17年7月3日にUSEN社より弊社に対し提起された、91億5270万6205円の債務不存在確認等請求訴訟（東京地裁平成17年（ワ）第13386号）の反訴として提起したものです。

以 上